

令和6年6月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年6月総会

萩市農業委員会総会議事録

6月20日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
議案第38号 令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について
議案第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第40号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	金子哲也	2番	鈴川肇
3番	中野恵子	4番	岩本裕子
5番	長富繁美	6番	草野隆司
7番	大田忠男	8番	中村博
9番	矢次利典	欠席	原川久美子
欠席	品川民雄	12番	大石博則
13番	横山喜一郎	欠席	原田知美
15番	藤田芳昭	16番	守永正範
17番	三村浩一	18番	松田由美子
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

4番 岩本裕子 12番 大石博則

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年6月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 岩本委員、12番 大石委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第35号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.4kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記が田で現況が畑、面積は488㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2,911.78㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もいないため、隣接農地を所有する●●●さんのお孫さんで譲受人の●●●さんに売買による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、分筆により住宅の新築と家庭菜園用の農地として利用するため売買に応じられ、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様は●●●歳で農業経験年数はともに8年、農業従事日数はご夫婦ともに120日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜の栽培や果樹等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機、草刈機、動力噴霧器、軽トラックなど、営農に必要な作業機械を所有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして、先ほど事務局からの説明のとおり、6月7日、●●●推進委員と、私と事務局3名で現地確認をいたしました。写真を見てもらえばわかりますが、登記は田んぼであったわけですが、現況はこういった畑地になっております。みかんが数本残っている状況です。のちほど5条にも出てきますが、ここを購入されて、住宅を建てられた残りの農地を、農地として管理するという事で、ちょうど道を挟んだ目の前が、譲受人の●●●さんの実家があり農機具等すべて用意されているということで、何ら問題ないと思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月12日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約2.4kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は4,979㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は17,360㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もないため、申請地の農地管理を行っておられる譲受人の●●●さんへ贈与による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、申請地が自身の所有する農地の周辺農地であり一体的な管理ができることから、譲渡人からの申出を受け、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんのご主人は、年齢●●●歳、農業経験年数が50年、奥様は年齢70歳で農業経験年数は45年です。農業従事日数はご夫婦ともに100日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、水稻栽培に係る作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 5 番 この件につきまして6月12日、地域計画の協議会のあと、事務局、私、●●●推進委員と、譲受人の●●●さんの4名で現地確認を行いました。現地は写真のとおり、きれいに水稻が作付けされています。●●●さんと●●●さんは、家やほ場も近く、●●●さんが申請地の農地の管理をされていたことから、このたび●●●さんからの譲渡の打診がありまして、譲り受けたわけでございます。2月くらいに●●●さんから私に相談がありまして、まだ亡くなった母親の名義になっていたので、名義変更をしてから申請してくださいと伝えまして、このたびの申請になったわけです。●●●さんは何度も闘病されていて、●●●にも帰れない状態です。●●●さんは、几帳面な方ですので、家からも近く今までも管理されていたことからやりましょうということで、問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ●●●委員、だいぶご心痛されたようですね。
それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約3.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は登記・現況が畑の筆が2筆で、面積の合計は506㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、かつて平成19年に自宅と山林を譲受人の●●●さんへ売買されておりましたが、農地取得の下限面積の関係で、農地部分のみ売買がなされていませんでしたが、昨年度の農地法の改正に伴う農地取得の下限面積の廃止により、このたび、農地を譲受人の●●●さんへ売買により所有権移転することとして打診しておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅裏手の農地で自身の所有する山林とも隣接する農地で一体的な管理が可能であることから、法改正に合わせ、譲渡人からの申し出に応じることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は20年、母親が●●●歳で農業経験年数は50年。農業従事日数はお二人ともに150日です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、露地野菜の栽培を行われるご予定で、収量が増加すれば、●●●地区で自身が経営する飲食店●●●でも提供するご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機を保有されており、今後、必要に応じて農機具を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 ただいま事務局の方から説明があったとおりでございまして、6月4日、事務局2名、私と、●●●推進委員の3名で譲受人の●●●さん立会いのもと、現地確認を行いました。ご覧のとおり草が生えるからと、耕作をして、●●●さんが管理されており、周囲も山に囲まれているところで、問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月27日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は●●●から南へ約1.8kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか5筆で、地目はすべて登記・現況が田で、面積の合計は9,729㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もいないため、実家である宅地と農地を市の空き家バンクに登録しておられました。

このたび、譲受人の●●●さんが、●●●から移住され市の空き家バンク制度を通じて宅地とともに農地を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様も●●●歳でご夫婦ともに農業経験はございません。農地取得後の農業従事日数はご夫婦ともに160日の予定です。

営農計画ですが、農業経験がないことから、地元農業法人に作業委託により管理を行うこととしておりますが、法人から技術指導をいただきながら申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を

すべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきまして、5月27日に、事務局と、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと私とで現地確認を行いました。詳細については事務局の説明のとおりです。空き家バンクによる農地の権利移動でございます。当面は●●●が耕作するということでもありますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●●が当面の間、耕作されるのですね。

事 務 局 作業委託になります。後ほど、合意解約があります。

議 長 はい。わかりました。ほかに質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 ●●●委員。

第 1 番 この件ではないですが、今萩市に移住した人が、500戸あるとか、空き家バンクで移住してきた人が150戸くらいという話を聞くのですが、入ったのはいいですが、農地付きの空き家バンクで取得した農地が、その後どうなっているのか、私の関係したところを見に行ったのですが、住んでいるのかどうかもわからないような家もあったわけですが、今までに空き家バンクの附属している取得した農地が何件あって、5年以上住まわれている家がそのうちの何パーセントあるのか、結局入ってくるものは報告があるのですが、出ていったものは報告がないので、ずっと定住しているものと思われがちですが、そのあたり、どれくらいの人数なのか、今すぐは無理でしょうから、調べて次回の総会にでも報告をしてもらいたいと思います。

事務局 空き家バンク関係ですが、ほぼ毎月のように案件が出ている状況でございまして、●●●委員さんが言われたとおり、あとの実態調査、そのあとどうなっているのか、小さい面積で付随するものに関しては管理に支障がないところでしょうが、ある程度まとまった面積、例えば1ヘクタール単位であったり、5反以上の面積を移住された方がいきなりすぐに農業をできるものでもないのが多々ありますので、そのへんの農地の管理については、はぎポルトにも確認をしながら、来月でもご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(●●●委員が挙手)

議長 ●●●委員。

第8番 今回の関連で、その分析をするためには、われわれ農業委員や、推進委員が確認をする必要があるのでしょうか。そうしないと正しい数字が出ないと思います。

事務局 たちまちは実状がどうなっているか、確認したいと思います。現場の状況が1カ月で全部の筆を確認するのはむずかしいと思いますから、例えば、農地パトロールであったり、3条、5条など現地確認の時に合わせてまわってみたりするなど、事務局で予定を組んでみようと思います。来月までにはすべての確認をできないかもしれませんが、定住の状況などはわかると思いますので、まず皆さんにご開示するかたちで進めていけたらと思っております。

議長 今、●●●委員が言われたように、移住でこられた方との地元との交流もあるかもしれませんし、地元にもう少しおろして調べてもらおうという方がいいんじゃないでしょうか。その資料、たたき台は事務局が作って、担当地区で振り分けてやったらどうですか。あなたが一人で背負ったって大変でしょう。

事務局 ありがとうございます。リストは当然こちらで作りますし、一年間を通してというようになるかもしれませんが、地区ごとのそれぞれの該当する移住案件の3条の状況のリスト化を、少しお時間をいただきながら、状況を確認したいと思います。一年くらいの長期スパンでみさせてもらいたいと考えております。また地域との連携をとってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項、第2項は関連がありますので同時進議といたします。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは第36号1項及び第2項について説明いたします。これは本来であれば一つの申請書で申請される案件ですが、別々の申請書で申請されましたので、このようなかたちになっております。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●会長と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西1kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在する地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

第1項の申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は293㎡外2筆、合計面積1,784㎡です。

第2項の申請地は、●●●、地目は、登記現況ともは畑、面積は464㎡外1筆、合計面積961㎡です。

第1項・第2項の合計面積は2,745㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、第1項は●●●の●●●さんで、第2項は●●●の●●●さんです

場所は、国道●●●号線を●●●方面へ向かい、橋を渡らずに左折し、●●●の●●●及び●●●を經由し、市道●●●線沿いにある●●●の隣の農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明 6 枚)

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、山口県内でアパート事業を行っておられ、以前より事業拡大を検討されており、このたび、萩市で●●●の共同住宅3棟30戸、駐車場47台分を整備されるものです。

所有者の●●●さん、●●●さんともに、農業後継者もなく、農地を維持することが困難となったことから、売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に●●●(現●●●)さん所有の畑、現況は柑橘畑がありますが、境界確認を実施しておりますが、●●●さんの父親が農業委員会に来られ、境界にある立木が防風林の役目を果たしているため、これを伐採されると柑橘がダメになるので隣接農地承諾書は書いていないと言われましたので、施工業者である●●●の担当者に連絡をしました。

6月6日の現地確認の日に、●●●さんに確認すると、6月5日に●●●の担当者が●●●さんと面会され、立木は全て切ると言われたとのことでした。

見た目で●●●さんの農地の方にある立木もありましたので、申請書作成者の行政書士との話し合いで、境界は確定しているが10m間隔で境界に棒を立て、切る立木を確定させることで●●●さんも了承されました。

6月12日に5m間隔で方向杭を埋設した結果、大部分の立木が●●●さんの農地の方にあったということで、立木は切らせないと6月13日に●●●さんより報告がありました。

今後、再度、●●●さんと●●●の担当者が話し合われるとのことでした。

なお、隣接農地承諾書は農地法に規定がある添付書類ではなく、「その他、参考になるべき書類」として求めているもので、許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとし、一律に求めることは適当ではないとして、農水省より平成21年に通知がでています。

萩市では隣接農地承諾書については、事業計画について近隣の農地所有者へきちんと説明をして納得してもらうことで、転用事業に

よる争いを未然に防ぐ意味もあるため、できるだけ添付していただくようお願いしているものです。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、●●●のアルミ亜鉛メッキ鋼板短尺立平葺2階建のアパート3棟、1棟の建築面積295.38㎡を3棟、合計建築面積886.14㎡、及び入居者用駐車場47台分を整備される計画です。

また、萩市立地適正化計画の居住誘導区域外で住宅等を対象とする一定の開発行為・建築等行為を行う行為に該当するため、届出書を5月28日に提出済です。今回の対象1戸または2戸の住宅等の建築目的の開発行為でその規模が1,000平方メートル以上のものに該当ということです。なお、これは承認書の交付はありません。届出のみとなります。

なお、土地の形状変更等に際して、県土木より河川法第55条の許可がおりています。

用排水計画ですが、雨水につきましては、アパート敷地内に溜枳及び側溝を設置し、東側市道内の道路側溝に流し、汚水も、東側市道内の公共下水道に流すため適当です。

なお、雨水排水管を市道内に設置することについて、道路占用許可済です。

被害防除計画ですが、35cmほど埋立てし、北・西・南はコンクリートブロック2段併用L型擁壁、及び、コンクリートブロック2段から3段積とし、アパート敷地内はアスファルト舗装とするため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。1階は1LDK、2階は2LDKになっております。こちらが立面図となります。建物の高さは6.61mです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、6月6日に●●●会長と●●●推進委員さん、私、事務局とで現地確認を行いました。内容については、事務

局からの説明のとおりです。写真のとおり、草が生い茂り、半分以上が藪になっておりまして、大変荒れた農地でございます。所有者の●●●さん、●●●さんともに、農業後継者もなく、農地を維持することが困難ということで、売買に応じられたものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 この件について、実は●●●さんのお父さんと私が同級で、小中学校と一緒にいたのですが、わざわざ家にこられて、この案件について私は反対だということを言ってこられました。問題は何かというと、アパート建設により、防風垣がなくなることによって、風の害、もうひとつはビルが建つためにビル風のどういう風が吹くかわからないので、今栽培している柑橘、夏みかんのようでしたが、これの被害が予想されるということです。垣を全部切ると言われていたということもありまして、現地を見たところ、垣については、●●●と●●●さんが話し合いをされるということですが、きちんと境界杭が打ってありますし、●●●さん側に植えられた垣は、イスノキが5mくらいずっと植わっておりまして。その後ろ側には一抱えあるような木が何本も生えておりまして、●●●さんが一番心配される風の害よりも私から言わせれば、日照不足、完全に日陰になっており、垣の側にある木は枯れたような木ばかりで、実もなっていない状況でした。これから木を切られてきちんと管理をされ、防風垣がないところには、防風垣を植えられれば、復活するのではないかという印象でした。●●●さんと●●●がしっかり話し合いをされて、今回この提出に至ったものと思いますので、何ら問題なからうかと思います。

議 長 他に何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしま

した。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北東1.4kmの市道沿いに位置する、第一種住居地域にあり、過去に公共投資の対象となっていない田・畑・宅地が混在する地域にある小農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑、面積は439㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線を●●●方面へ向かう途中、●●●の所の踏切を渡って、市道●●●線を550m入ったあたりの農地です。

写真の説明をします。

(写真の説明1枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さんは、現在住んでいる居宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用住宅1棟及び駐車場3台分を整備するものです。

所有者の●●●さんは、県外に住んでおり管理が難しいため、●●●さんに購入を打診され、●●●さんが応じられたものです。

なお、現在お住まいの居宅は売却予定とのことです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に先ほど3条第1項で申請のありました、●●●さんが取得される畑があるのみで特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造合金メッキ鋼板葺平家建の自己用住宅1棟、建築面積105.70㎡と駐車場3台分を整備される計画です。

敷地面積は439㎡で、一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満たしており、建ぺい率は24.0%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

なお、市道●●●線から進入路確保のため入り口部分をアスファルト舗装することについては、萩市土木課より道路工事施工承認書がおりています。

用排水計画ですが、雨水は、敷地内に整備する溜枡から、北側の農業用排水路に放流し、汚水は、合併浄化槽を設置し、同じく北側の農業用排水路に流しますが、水利権者の承諾書も添付されており適当と思われます。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため土砂の流出等のおそれはなく適当です。

こちらが平面図となります。こちらが立面図となります。建物の高さは5.69mです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして、6月7日、●●●推進委員と私と事務局3名で現地確認を行いました。内容については事務局の説明のとおりです。先ほどの3条の第1項で取得した農地と併せて分筆した土地に住居と駐車場を整備するということで、隣接農地の問題もなく、何ら問題もないため、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 はじめに、本申請は4月総会の議案22号『農業振興地域整備計画の変更に対する可否決定について』により説明しました案件で、4月24日付けで山口県から農用地区域除外について事前相談の結果、異議の無い旨の回答が下りましたので、このたび申請されたものです。その後、変更に対しての公告縦覧を4月30日から5月29日まで行い5月30日から15日間の異議申立期間を経て、昨日6月19日付けで農用地区域除外について知事の同意がありましたので報告致します。

それでは第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

6月10日、●●●委員、●●●委員、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西に2.5kmにある市道沿いに位置する、農用地区域内農地の集団農地でしたが、現在は第1種農地となります。議案は農用地区域となっておりますが、農用地ではなくなっております。

基本的に第1種農地は転用を許可することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』の例外規定に該当し、許可基準を満たすものとなります。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積1,572㎡外1筆で、合計面積は3,120㎡です。

転用者は●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

場所は、●●●の市道●●●号線と●●●に挟まれた農地となります。

写真の説明をします。

(写真の説明 4 枚)

転用目的ですが、現在、●●●さんの●●●地区にある工場を申請地西側の●●●に移転集約させるため、申請地に従業員用駐車場 8 9 台分の整備を行うものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に●●●さん所有の田がありますが、隣接農地承諾書も添付されており適当と思われます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、従業員用駐車場を●●●に 4 6 台分、●●●に 4 3 台分、合計 8 9 台分を整備される計画です。

なお、駐車場を整備するにあたり、地盤改良・造成、出入口スロープ新設、舗装整備、雨水排水設備の整備を行うため、県土木より河川法第 5 5 条の許可がおりています。

また、敷地内出入口スロープの新設に伴う、暗渠部の既存側溝のやり替えについての道路工事施工承認、車両乗り入れ用スロープの係る擁壁・盛土、市道側溝へ雨水排水接続に伴う接続管の設置についての道路占用許可について、萩市土木課に申請中です。

また、萩市都市政策課には「開発行為でない旨の届出」、「萩市景観計画区域内行為届出書」を提出済です。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、砂利敷き及び緑地部分は地下浸透させるとともに、敷地内に側溝、暗渠、会所枿を設け、西側にある市道側溝兼農業用排水路に流し、汚水は発生しないことから適当と思われます。

被害防除計画ですが、盛土を 0 ～ 7 0 c m、切土を 0 ～ 3 0 c m で造成し、表層より 2 0 c m すきとり、深さ 4 0 c m にわたりセメント系固化剤を用いた安定処理の地盤改良を行い、スロープ、駐車場部分はアスファルト舗装とし、一部砂利敷き及び法面はそのまま緑地とするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、工場の総務部署長を責任者とし、地元と協議の上、法面等の草刈などを行うとのことです。

また、工場竣工までは、月 1 回の現地確認を行う予定とのことです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並

びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、6月10日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と私で現地確認を行いました。内容につきましては事務局から詳細な説明があったとおりです。転用者の●●●は、現在●●●にあります。工場は大型車が入れないようなところにあり、●●●の校舎と運動場に工場を移転し、かなり大きな工場が建つと聞いております。それに伴って、隣接する農地を従業員駐車場89台分に整備するもので、仕方ないものと思います。従業員も●●●地区から入れてもらったら●●●も活気がつくかなと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対にて新しく借り手が決まった新規契約を行うものを上程するものです。公告は7月1日付となります。

それでは議案書6ページの利用権設定状況（令和6年7月1日）の資料をご覧ください。

7月1日付けで利用権設定されるものは、●●●地域において相対により新規に設定するもので、総件数が3件、筆数が5筆、田の合計が8,679㎡、面積合計も同様に8,679㎡となります。

内容につきましては、次の7ページに集積計画の内容を記載しております。相対による利用権設定については以上です。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第38号「令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第38号「令和5年度農業委員会の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」についてご説明します。

本議案につきましては、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会の最適化活動の点検・評価を行うもので、内容についてご承認にいただきましたら、関係機関へ報告するとともに、市及び全国農業会議所のホームページで公表いたします。

それでは、今日お配りした差し替え分の別冊の、別紙議案第38号の資料をご覧ください。9ページは令和5年4月1日現在の、農業委員会及び農家・農地等の状況で、萩市管内の耕地面積は4,220haとなっています。

次に、1枚めくっていただいて、10ページ、最適化活動の実施状況でございますが、1の(1)、農地の集積については、②の目標において、令和5年度末の集積率の目標は70%でしたが、③の実績において、令和5年度末の集積率が39.6%となりました。目標に対する達成状況は56.6%です。農業委員会の点検結果として「高齢化や後継者不足による担い手のリタイア等に伴い集積面積が減少した。」といたしました。

次に、(2)遊休農地の発生防止・解消については、②の目標で、アの既存遊休農地の解消において、緑区分の遊休農地の解消目標面積が5haとなっており、続いて11ページ、黄区分の遊休農地面積が30ha、前年度に新規発生した緑区分の解消目標面積が2,000haでしたが、③の実績において、令和5年度の緑区分の解消実績面積は0ha、目標に対する達成状況は0%でございます。黄区分の遊休農地の解消については「工程表は策定していないが、山林原野化した農地については非農地判断を進めた。」といたしました。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績は1.9haでございます。

次に、④その他は、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施状況でございます。利用状況調査は令和5年7月から11月に実施、結果の取りまとめは11月から12月に実施いたしました。併せて、農地の利用意向調査については、令和5年11月に実施、調査結果の取りまとめは12月に実施しております。

つづきまして、(3)、新規参入の促進については、②の目標で、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標が、27.1haでございましたが、次の12ページ、③の実績で、132.5haとなり、目標に対する達成状況は489.0%となりました。また、参考として、令和5年度の新規参入者の参入状況は、空き家に附属する農地や定住関係で農地を取得した方も含めて参入経営体の数が13、取得農地面積は3.4haとなっております。

農業委員会の点検結果としては「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積については、地域計画策定のための意向調査により把握したもので、目標を大きく上回る実績となった。」といたしました。

つづきまして、12ページ中段の、2、最適化活動の活動目標に

ついては、(1)で、農業委員さん、推進委員さんの活動目標を月当たり6日といたしました。また、(2)、活動強化月間の設定については、目標3回に対し、実績は3回となりました。続いて、1枚めくっていただいて、13ページの(3)、新規参入相談会への参加については、目標1回に対し、③の実績は2回となりました。

ここで、お手元にお配りしております、議案第38号参考資料をご覧ください。議案第38号参考資料の1ページの、表2を基にこれらの成果目標及び活動目標の実績による達成状況を点数化しますと、農地の集積が達成率90%未満で1点、緑区分の遊休農地の解消が達成率90%未満で1点、新規参入の促進が達成率110%以上で5点、活動強化月間の実施が3月以上で1点、新規参入相談会への参加が1名以上参加で1点となり、合計9点でございます。

1ページの表2の上の表1にあてはめますと、5点以上10点未満で、目標の達成状況の標語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となり、差し替え分の別紙に戻っていただいて、別紙の13ページの標語が「期待どおりの結果が得られた」となりました。

また【推進委員等の点検・評価結果】につきましては、議案第38号参考資料の2ページ目の表1、表2を基に、各委員さんの得点を計算したところ、別紙の13ページのとおり、目標に対して期待を上回る結果が得られた委員さんが18、目標に対して期待どおりの結果が得られた委員さんが26、やや下回る結果となった委員さんが9となりました。目標に対して期待を下回る結果となった委員さんは、月当りの活動日数が6日未満の方が多いです。

最後に、別紙の14ページは総会の開催実績、農地法3条、農地転用の実績等を掲載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それではないので、採決いたします。議案第38号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第38号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第39号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 本日は、2件の合意解約が提出されております。
第1項並びに第2項は関連がありますので一括してご説明いたします。

対象農地は、●●●ほか5筆で、地目は登記、現況ともにすべて田で面積の合計は9,729㎡です。

農地中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●地域の●●●さんで、賃貸人が●●●の●●●さんです。

先の議案第35号の3条申請の第4項で所有権移転申請のあった案件に関連するもので、解約後は、●●●さんが農地取得されますが、引き続き作業受託により●●●さんが耕作管理される予定です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案39号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第40号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第40号の第1項について説明いたします。議案は18ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東に1.4mに位置する、●●●、登記地目は田、面積は97㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、先ほど審議していただきました、議案第36号第3項の隣になります。

申立てによると、申請地を平成30年に相続したが、昭和59年頃には車庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのこと。

本調査によると、申請地は木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の車庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案40号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会